

# 【アメリカ】オンライン上でアプリを利用する児童を保護するユタ州法

海外立法情報課 中川 かおり

\*2025年3月26日、アプリストア・プロバイダに対し、未成年者のユーザの一定の行為に先立ち、その親の同意の取得を義務付ける全米で最初の法律がユタ州で制定された。

## 1 経緯

2025年3月26日、ユタ州で、アプリ<sup>1</sup>ストア・プロバイダ（以下「プロバイダ」）<sup>2</sup>に対し、アカウント作成時に全ユーザの年齢を確認し、未成年者（18歳未満）の場合には、アプリのダウンロード等に先立ち、その親の同意の取得を義務付ける全米で最初の法律が制定された<sup>3</sup>。この概要を紹介する。各条の施行日は、後掲2に明記した。この法律には、親が未成年者のオンラインでの行動をコントロールすることで、特にソーシャルメディアの有害なコンテンツから当該未成年者を保護できるとの評価がある一方<sup>4</sup>、細かく区分された年齢等の個人情報をプロバイダが収集することで、情報が漏洩（えい）した場合のリスクが高まるとする批判もある<sup>5</sup>。

## 2 概要

### （1）プロバイダの要件（第13-76-201条、2026年5月6日施行）

プロバイダは、次の行為を行う。  
①州内に所在する者がプロバイダにアカウントを作成する時点で、  
a) 年齢情報を請求し、  
b) 正確性を担保するように合理的に設計された商業的に入手可能な手法等を用いて個人の年齢区分を確認すること。  
②この手法等により未成年者であると判断された者のアカウントをその親のアカウントと紐付け、当該未成年者が、  
a) アプリをダウンロードする、  
b) アプリを購入する、  
c) アプリ内で課金される等に先立ち、紐付けられた親のアカウントの保持者から同意を取得すること。  
③開発者から重要な変更<sup>6</sup>の通知を受けた場合には、  
a) ユーザに当該変更を通知し、  
b) 未成年者のアカウントについてはその親のアカウントの保持者に通知し、更新された同意を取得すること。  
④第13-76-202条（後掲（2）の条）に基づく（開発者）の請求に応じ、  
a) 州内に所在するユーザの年齢区分データ<sup>7</sup>、  
b) 州内に所在する未成年者につき親の同意の取得状況を開発者に提供すること。  
⑤親による同意の取消しを開発者に

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年9月8日である。括弧内は筆者の補記である。

<sup>1</sup> ユーザがモバイル機器上での実行等が可能なソフトウェア・アプリケーション等をいう。ユタ州法（注内以下「同法」）第13-76-101条第4項。

<sup>2</sup> アプリストア（第三者である開発者からアプリをモバイル機器にダウンロードすることをユーザに可能とする公衆が利用可能なウェブサイト等）を所有し、運営し、管理する者をいう。同法第13-76-101条第5項、第6項。

<sup>3</sup> App Store Accountability Act, SB142. Utah State Legislature website <<https://le.utah.gov/~2025/bills/static/SB0142.htm>> 本文で紹介した規定のほか、アカウント保持者が未成年者か否かの確認のためにプロバイダが用いる手続を定める規則を、州消費者保護局が制定するという規定がある。同法第13-76-301条、2025年5月7日施行。

<sup>4</sup> Melissa M. Crespo et al., “Utah’s New App Store Age Verification Law: What S.B. 142 Means for Kids, Parents, and Tech,” March 12, 2025. Morrison Foerster LLP website <<https://www.mofo.com/resources/insights/250312-utah-s-new-app-store-age-verification-law>>

<sup>5</sup> Elena Miller and John Pavolotsky, “Utah’s App Store Accountability Act Goes into Effect,” May 15, 2025. Stoel Rives LLP website <<https://www.stoel.com/insights/publications/utahs-app-store-accountability-act-goes-into-effect>>

<sup>6</sup> ①収集、保存等の対象となるデータ区分の変更、②表現内容による対象年齢の定め又はコンテンツの説明の変更、③新しい収益化手法の追加（アプリ内課金等）等を含む利用規約等の変更をいう。同法第13-76-101条第18項。

<sup>7</sup> プロバイダにより収集され、開発者と共有されるユーザの年齢区分（①13歳未満、②13歳以上16歳未満、③16歳以上18歳未満、④18歳以上）に関するデータをいう。同法第13-76-101条第1項、第2項。

通知すること。⑥次の 2 つにより、個人の年齢確認データを保護すること。 a) 収集・処理するデータを、i) ユーザの年齢確認、ii) 親の同意の取得、iii) 適用される法規の遵守に関する記録の維持に必要なものに限定すること。 b) 個人の年齢確認データの完全性及び機密性を保障する業界標準の暗号化手続により、当該データを送信すること。

プロバイダは、次の行為を行ってはならない。①親の同意を取得していない場合に、未成年者に対して契約又は利用規約を履行すること<sup>8</sup>、②親への同意前の開示情報<sup>9</sup>を故意に偽ること、③プロバイダと開発者との間の場合又は法律の定めがある場合を除き、個人の年齢確認データを共有すること。

## (2) 開発者の要件 (第 13-76-202 条、2026 年 5 月 6 日施行)

開発者は、次の行為を行う。①プロバイダがデータを共有する手法に従い、a) 州内に所在するユーザーの年齢区分、b) 未成年者のアカウントについて親の同意が取得されているか否かを確認すること。②アプリの重要な変更をプロバイダに通知すること、③プロバイダから入手した年齢区分データは、次のいずれかの目的のために用いること。a) 開発者が定めた年齢に関する規制を実施するため、b) 適用される法規の遵守を保障するため、c) 安全性に関する機能等を実装するため。④次の行為を行う場合に、個人の年齢確認データ又は親の同意を（プロバイダ）に請求すること。a) ユーザがアプリをダウンロードし、又は購入する場合、b) アプリに重要な変更を加える場合、c) 適用される法規を遵守する目的である場合。

開発者は、次の場合に、個人の年齢確認データ又は親の同意を（プロバイダに）請求することができる。①12か月に 1 回以下の頻度で、a) ユーザの年齢確認データの正確性又は b) 確認された年齢区分における継続したアカウントの使用を確認する場合、②次の合理的な疑いが存在する場合、a) アカウントの移転又は b) 確認された年齢区分の範囲外での不適切な使用、③開発者において（管理する）新しいアカウントをユーザが作成する場合。

開発者は、次の行為を行ってはならない。①プロバイダを通じて親の同意の取得を確認していない場合に、未成年者に対して契約又は利用規約を履行すること、②親への同意前の開示情報を故意に偽ること、③年齢区分データを他者と共有すること。

## (3) 民事訴訟を提起する権利の付与 (第 13-76-401 条、2026 年 12 月 31 日施行)

(1) の第 2 段落の違反により損害を被った未成年者又はその親はプロバイダに対して、(2) 第 3 段落の違反により損害を被った未成年者又はその親は開発者に対して、それぞれ民事訴訟を提起することができる。裁判所は、勝訴した者に対し、①現実的損害賠償<sup>10</sup>又は違反 1 回につき 1,000 ドル<sup>11</sup>のいずれか大きい方、②適切な弁護士費用、③訴訟費用の支払を認める。

## (4) 免責規定 (safe harbor. 第 13-76-402 条、2025 年 5 月 7 日施行)

開発者は、プロバイダから提供された個人の年齢確認データ及び未成年者につき同意を取得了とする当該プロバイダの通知を誠実に信頼した (relied in good faith) 場合には、この法律の規定に基づき提起される訴訟において責任を免除される。

<sup>8</sup> 購読料やアプリ内課金の支払を求ること。Crespo et al., *op.cit.*(4)

<sup>9</sup> プロバイダが、未成年者について親の同意を取得する前に、当該親に提示すべき情報。①アプリ等のための表現内容による対象年齢の定め、②アプリ等のコンテンツの説明、③アプリがユーザから収集する個人情報の説明等が含まれる。同法第 13-76-101 条第 17 項。

<sup>10</sup> *actual damages*, 契約違反又は不法行為から現実に生じた損害を填補するための損害賠償又は損害賠償金。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.19.

<sup>11</sup> 1 ドルは 147 円（令和 7 年 9 月分報告省令レート）